

## 課題② 海洋ごみ

一般社団法人JEAN（東京都国分寺市）代表理事  
NPO法人パートナーシップオフィス（山形県酒田市）理事  
金子 博

### 多角的な視点からの海洋ごみ対策に向けて

#### <背景・問題点>

- ・パートナーシップオフィス、JEAN が国会議員に働き掛けて 2009 年に「海岸漂着物処理推進法」（略称）が制定され、年間約 30 億円の対策予算を投じて国の基本方針に基づいて、民間団体等と共に都道府県が海岸での回収処理や普及啓発事業に取り組んでいる。
- ・法律制定後、とくにマイクロプラスチックによる海洋汚染問題が世界規模で深刻化していることが明らかになり、とくに日本近海では、世界平均の 27 倍の海面での浮遊密度となっている。JEAN では、1990 年より海洋ごみの主な発生源であるプラスチックの大量生産、大量消費、大量廃棄の社会的構造上の問題について言及している。
- ・2016 年末より、政府与党（自民党及び公明党）において対策委員会等が新たに設置され、現行法の改正に向けた議論が始まっている。
- ・JEAN、パートナーシップオフィスより、現行法の見直しの論点等について国会議員、関係省庁等へ提示している。

#### <政策提案の内容、協議したい内容>

- ・先の容器包装リサイクル法の改正がとん挫する現状を見ると、循環型社会形成推進基本法が役割を果たせていないのではないかと、との疑念を持つ。
- ・「海岸漂着物処理推進法」以外の関連法の見直しに進展が見られないことから、まずは本法律を改正して、可能な対応（対策の強化）を早々に実施できることを目指したい。
- ・具体的には、国としての基本（行動）計画の策定や全国海洋ごみ対策推進協議会の設置など、規定を補完することによる対策の強化を提示している。
- ・しかしながら、海岸漂着物処理推進法は規制法ではないことから、とくにワンウェイのプラスチック製品類の使用削減については、関連法の改正等が今後不可欠である。
- ・原料や製造に原油生産量の 8% を占めるプラスチック製品の削減は、CO<sub>2</sub> の削減にも寄与することから、地球温暖化対策の観点など、多角的にとらえた方策を構築することが望まれる。
- ・2015 年 G7 首脳宣言以降、国際社会の中において日本での対策が遅延することは許されない。とくにワンウェイのプラスチック製品の削減に向けた制度設計を可能にするため、環境省と民間団体等との連携の具体的な方策について意見交換したい。
- ・また、関連法の改正のためには、どのような社会的状況が整ってくる必要があるのか。拡大生産者責任の認識を EU 並みに社会化していくための道筋はなにか。